

有形文化財の所有者のための手引き

浜松市市民部文化財課

国や静岡県及び浜松市が指定した有形文化財は、次世代に継承していく大切な財産です。その所有者には、文化財の保存管理についていくつかの義務等が生じます。

根拠法令：文化財保護法、静岡県文化財保護条例、浜松市文化財保護条例

日常的な保存管理について

指定された有形文化財（絵画や工芸品、古文書等）の所有者は、適切に維持されるよう、日常的な保存管理を行うことが求められます。併せて、災害や盗難などへの備えも必要です。

文化財の公開について

指定文化財は貴重な国民的財産であることから、広く公開して活用を進める必要があります。多くの市民に公開するようご検討ください。

所有者が変更になった場合

相続や寄贈、売買等によって指定文化財の所有者が代わった場合、その旨を伝える届出を行う必要があります。

所在の場所が移った場合

博物館への寄託や、引越しに伴う移動など、指定文化財の所在場所を変更する場合は、事前に届出を行う必要があります。

文化財が痛んだり、災害や盗難にあった場合

万一、指定文化財が痛んだり、災害や盗難などの被害にあたりた場合は、浜松市市民部文化財課もしくは地域の文化財担当までご連絡ください。

保存支援体制及び補助制度について

文化財の修理・保存に関する相談や補助金の交付など、浜松市から支援できることがあります。まずは、浜松市市民部文化財課もしくは地域の文化財担当までご相談ください。

その他お困りの際は

その他、有形文化財の保存管理についてお困りの際は、お気軽に浜松市市民部文化財課もしくは地域の文化財担当までご相談ください。

問い合わせ先・届出等の提出先

浜松市市民部文化財課 電話 053-457-2466 bunkazai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

問い合わせ先・届出等の提出先

地域の文化財担当

区	組織名	電話番号
中央区	中央区まちづくり推進課	457-2779
	東行政センター	424-0164
	西行政センター	597-1117
	舞阪支所	592-2111
	南行政センター	425-1382
浜名区	浜名区まちづくり推進課	586-6201
	北行政センター	523-1114
	引佐支所	542-1112
	三ヶ日支所	524-1512
天竜区	天竜区まちづくり推進課	922-0086
	春野支所	989-0200
	佐久間支所	966-0006
	水窪支所	982-0013
	龍山支所	968-0331

有形文化財とは？

指定有形文化財とは、建造物や絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書をはじめとした有形の文化的所産で、私たちが歩んできた歴史・文化を知る上で価値が高いものを、国や静岡県及び浜松市が、法律や条例に則って指定しているものを指します。



- 1 国指定重要文化財（建造物） 鈴木家住宅（浜名区）
- 2 国指定重要文化財（彫刻） 木造千手観音立像（浜名区・摩訶耶寺）
- 3 浜松市指定有形文化財（工芸品） 鱧口（中央区・浜松市博物館）
- 4 静岡県指定有形文化財（古文書） 内山真龍自筆稿本遠江国風土記伝及び自筆日記（天竜区）